

蕨戸田衛生センター組合条例第5号
令和8年6月1日

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

蕨戸田衛生センター組合

管理者

頼高英彦



条例第5号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成10年蕨戸田衛生センター組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の次に次の1条を加える。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の2の2 任命権者は、次に掲げる子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として組合規則で定める者を含む。以下この項及び第2項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。）のある職員が、組合規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、組合規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

（1） 小学校就学の始期に達するまでの子

（2） 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として組合規則で定める者を含む。以下この項及び第2項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。）のある職員が、組合規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、組合規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」を読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、組合規則で定める。

第8条の3第1項及び第4項中「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として組合規則で定める者を含む。以下第3項まで同じ。)」を削る。

第13条第2項第1号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

蕨戸田衛生センター組合条例第6号
令和8年6月1日

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

蕨戸田衛生センター組合

管理者

頼高英雄



条例第6号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和38年蕨戸田衛生センター組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「2,600円（その使用する自転車等の使用距離が片道4キロメートル以上であるときにあつては2,600円に次の表に掲げる額）」を「支給単位期間につき、自転車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額」に改め、「を加算した額）」を削り、同号の表を削る。

第9条第2項第3号中「前2号に定める額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額」を「前3号に定める額の合計額」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前項第2号に掲げる職員で、通勤のための自動車その他の交通の用具で規則で定めるものの駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下この条において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2号の規定にかかわらず、次に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ア 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

イ アに掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2号の規定による額

第9条第3項中「及び」を「、」に改め、「定める額」の次に「及び同項第3号アに定める額」を加え、同条第6項中「自動車等」を「自転車等及び駐車場等」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

蕨戸田衛生センター組合規則第3号
令和8年6月1日

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

蕨戸田衛生センター組合

管理者

頼高英雄



規則第3号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成10年蕨戸田衛生センター組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の4の3の次に次の見出し及び5条を加える。

（育児を行う職員の早出遅出勤務等）

第4条の4の4 条例第8条の2の2第1項のその他これらに準ずる者として組合規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第4条の4の5 職員は、早出遅出勤務・深夜勤務制限・時間外勤務制限請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ条例第8条の2の2第1項の規定による請求を行うものとする。

2 条例第8条の2の2第1項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあつては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 任命権者は、条例第8条の2の2第1項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第4条の4の6 条例第8条の2の2第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

（1）当該請求に係る子（条例第8条の2の2第1項の規定により子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第11条を除き、以下同じ。）が死亡した場合

（2）当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員

の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第8条の2の2第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

2 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、条例第8条の2の2第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。

3 前2項の場合において、職員は遅滞なく第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

第4条の4の7 任命権者は、育児を行う職員を早出遅出勤務とする措置の実施に当たっては、早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻並びに休憩時間をあらかじめ定めて職員に周知するものとする。この場合において、当該始業及び終業の時刻は、それぞれ午前7時以後及び午後10時以前に設定するものとする。

（介護を行う職員の早出遅出勤務等）

第4条の4の8 前3条（第4条の4の6第1項第3号から第5号までを除く。）の規定は、条例第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第4条の4の6第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、前条中「育児」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

第4条の5第1項を削り、同条第2項第2号中「（条例第8条の3第1項の規定により子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第11条を除き、以下同じ。）」を削り、同項を同条とする。

第4条の6中「深夜勤務制限請求書」を「早出遅出勤務・深夜勤務制限・時間外勤務制限請求書」に改める。

第4条の7第1項第4号中「(明治29年法律第89号)」を削る。

第4条の8中「条例第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)」を「要介護者」に改める。

第4条の9第1項中「時間外勤務制限請求書」を「早出遅出勤務・深夜勤務制限・時間外勤務制限請求書」に改める。

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年6月1日から施行する。

(注)

1について

- ① 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合には、その事実。）を記入する。
- ② 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、「出産予定日」の□にレ印を記入する。

2について

- ① この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入すること。
- ② 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。

3について

この欄は、要介護者を介護するための請求の場合において記入すること。

5について

この欄の始業及び終業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入する。

※該当する□にはレ印を記入すること。

蕨戸田衛生センター組合規則第4号
令和8年6月1日

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

蕨戸田衛生センター組合

管理者

頼高英彦



規則第4号

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

第1条 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和4年蕨戸田衛生センター組合規則第7号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」に改める。

第17条第3項中「、第8号、第9号、第13号、第14号及び第18号」を「及び第9号」に改める。

第2条 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年6月1日から施行する。

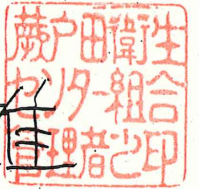
蕨戸田衛生センター組合規則第5号
令和8年6月1日

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

蕨戸田衛生センター組合

管理者

頼高英雄



規則第5号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（平成7年蕨戸田衛生センター組合規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは条例第9条第2項第3号に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第4条第1項中「提示」を「提示又は第11条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」に改める。

第7条第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（自転車等使用者の支給額）

第7条の2 条例第9条第2項第2号の規則で定める額は、2,600円（その使用する自転車等の使用距離が片道4キロメートル以上であるときにあっては2,600円に次の表に掲げる額を加算した額）とする。

使用距離	4キロメートル以上	6キロメートル以上	8キロメートル以上	10キロメートル以上	12キロメートル以上	14キロメートル以上	16キロメートル以上	18キロメートル以上	20キロメートル以上
額	円 1,600	円 2,600	円 3,900	円 5,200	円 6,500	円 7,800	円 9,100	円 10,400	円 12,000 円に、20キロメートル以上の距離3キロメートルを加えるごとに2,000円を加算した額

第9条中「第9条第2項第3号」を「第9条第2項第4号」に、「同条第2項第3号」を「同条第2項第4号」に改め、同条第2号中「2,600円」の次に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」

という。) にあっては、その額に同条第2項第3号に定める額を加算した額) 」を加え、同条第3号中「2,600円」の次に「(駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第2項第3号に定める額を加算した額) 」を加える。

第10条に次の1項を加える。

2 条例第9条第2項第3号の通勤のための自動車その他の交通の用具で規則で定めるものは、自動車その他の原動機付の交通用具(次条において「自動車等」という。)とする。

第15条を第18条とし、第14条を第17条とする。

第13条中「及び」を「並びに」に改め、「提示」の次に「又は第11条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提示」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同条を第16条とし、第12条を第15条とし、第11条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

(駐車場等の要件)

第11条 条例第9条第2項第3号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 在勤庁の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくは当該職員の事情に照らして、通勤のために当該経路を常例として用いることが不適當でないと管理者が認める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設(自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。) でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において「配偶者等」という。)、条例第7条第2項に規定する扶養親族又は配偶者等(職員である者に限る。)の扶養親族に料金を支払うこととなる施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適當であると管理者が認めるときは、同項の規定にかかわらず、管理者が別に定める要件とする。

3 第1項第3号の「扶養親族」には、扶養手当の支給に関する規則(令和7年規則第7号)第2条第1項の規定による届出がされていない扶養親族を含む。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第12条 条例第9条第2項第3号の規則で定める職員は、第9条第2号に掲げる職員

とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第13条 条例第9条第2項第3号アの規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ 駐車の都度その料金を支払う場合 職員が職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成10年条例第1号）第8条に規定する正規の勤務時間の勤務のため、その者の住居と在勤庁との間を1往復するのに要する駐車場等の料金に相当する額の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあっては、1か月当たりの平均通勤所要回数分）の額

エ 前3号に掲げる場合以外の場合 駐車場等の年間を通じた利用（交替制勤務に従事する職員等にあっては、1か月当たりの平均通勤所要回数に12を乗じた回数分の利用）に要する料金に相当する額を12で除した額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからエまでに定める額を合計した額

様式第1号を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

2 施行日前から駐車場等（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和8年条例第10号）の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和38年条例第1号）第9条第2項第3号に規定する駐車場等をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至ったものは、この規則による改正後の通勤手当の支給に関する規則第3条の規定の例又は管理者が別に定める方法により、その実情を届け出なければならない。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

通 勤 届

年 月 日提出

蕨戸田衛生センター組合管理者 様 所 属 氏 名		主なる届出事由 1 新規 (異動の場合も含む) 2 住所の変更 3 通勤経路、方法又は駐車場等の変更等 4 運賃等又は駐車場等の料金負担額の変更 5 その他 () 上記事実の発生日 年 月 日						決 定 事 項 <input type="checkbox"/> 交通機関 <input type="checkbox"/> 交通用具 <input type="checkbox"/> 併用者 <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 2km未満 <input type="checkbox"/> 徒 歩				
								} 2km以上				
住 所												
通勤手当に関する規則 (平成7年蕨戸田衛生センター組合規則 (第4号) 第3条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。												
	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗 車 券 等 種 類	支 給 単 位 期 間	定期券又回数券の価 格	1 回 の 額 (バス)	確 認 欄	支 給 額		
			km	時 分		箇月	円	円		算出基礎	月 額	
1			km	時 分		箇月	円	円			円	
2			km	時 分		箇月	円	円			円	
3			km	時 分		箇月	円	円			円	
4			km	時 分		箇月	円	円			円	
5			km	時 分		箇月	円	円			円	
駐車場等の情報 (利用する場合に記載)		(自動車等利用区間) (所在地) (利用形態) 月額・年額・1回・その他 () / (料金) 円										円
自動車等の通勤における同乗者の有無		有・無	自動車等の通勤における運転者		本人・その他(配偶者等)		通勤手当の月額		運 賃 総 額 (規則第7条)		円	
他に利用できる交通機関の名称及び利用区間								支 給 月 額 (条例第9条)				円
上記届出は調査の結果、事実であることを証明します。							年 月 日		課 長 課長補佐		係 長 係	
年 月 日 所属長							開始・改定・終了					

- 太枠内記入すること。
- 運賃等負担額の変更の場合、通勤経路図 (裏) は不要とする。

蕨戸田衛生センター組合規則第6号
令和8年6月1日

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

蕨戸田衛生センター組合

管理者

頼高英雄



規則第6号

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当の支給に関する規則（令和7年蕨戸田衛生センター組合規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が」を削り、「である者」を「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額1,500,000円以上）の恒常的な所得があると見込まれる者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。